# 第６　碧南市地球温暖化対策実行計画（区域施策）



近年、産業活動が活発になり、二酸化炭素、メタン、フロン類などの温室効果ガスが大量に排出されて大気中の濃度が高まったことにより、地球温暖化が徐々に進行しています。

本市では、平成２３年３月に策定した本計画を平成２９年３月に改定し、推進してまいりましたが、社会情勢の変化と新たな視点を踏まえ、令和３年３月に計画の改定を行いました。また、令和５年２月に温室効果ガス排出量の削減目標と削減量の見直しを行いました。この内容に基づき、新たな地球温暖化対策に取り組んでまいります。

１　温室効果ガス排出量の削減目標

本計画では、温室効果ガス排出量の削減目標を国の目標に準じて定めています。

| 目標年度 | 温室効果ガス排出量削減目標 |
|---|---|
| 令和１２年度 | 基準年度（平成２５年度）比４６％削減 |

２　温室効果ガス排出量の現況と推移

(1) 温室効果ガス排出量の現況

本市における温室効果ガスの排出量は、最新の集計結果である令和５年度では７３４千t-ＣＯ２となり、地球温暖化対策実行計画の基準年度である平成２５年度の排出量１，０４９千t-ＣＯ２と比較しますと、３１５千t-ＣＯ２（３０．０％）減っています。

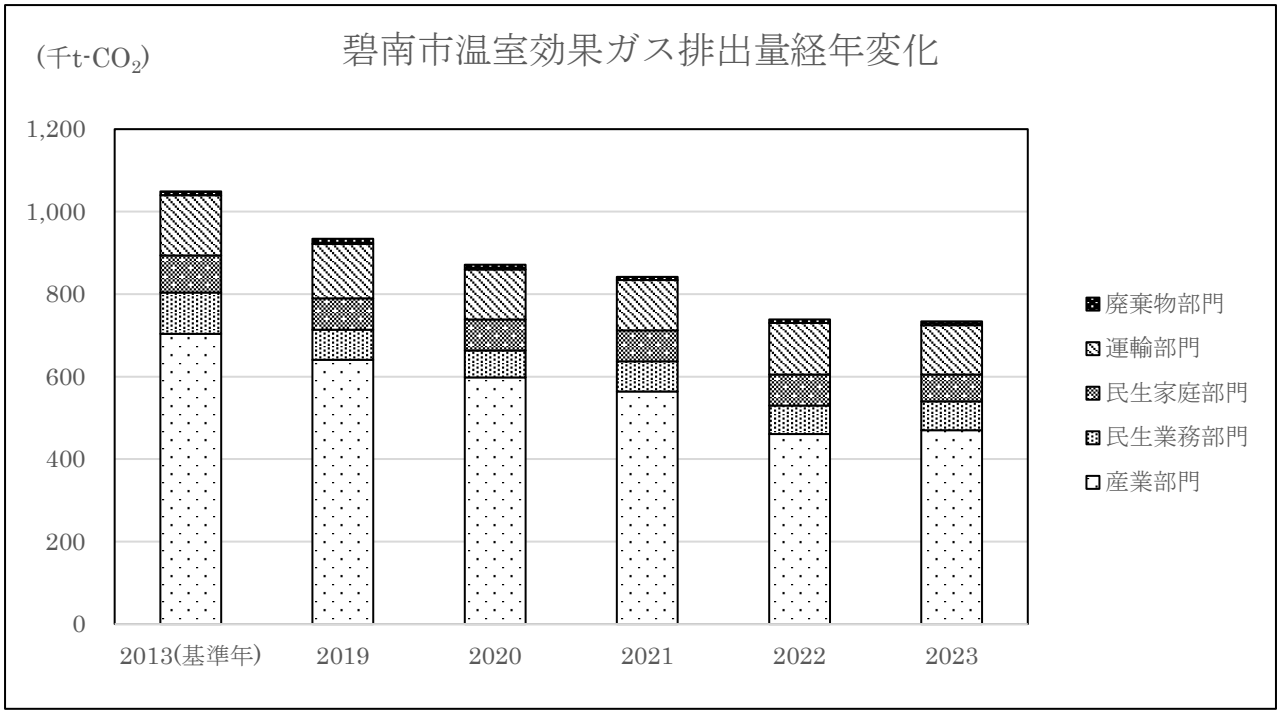
また温室効果ガス排出量を部門別にみますと、令和５年度では産業部門の二酸化炭素が約６４％となっており、排出量の大半を占めています。

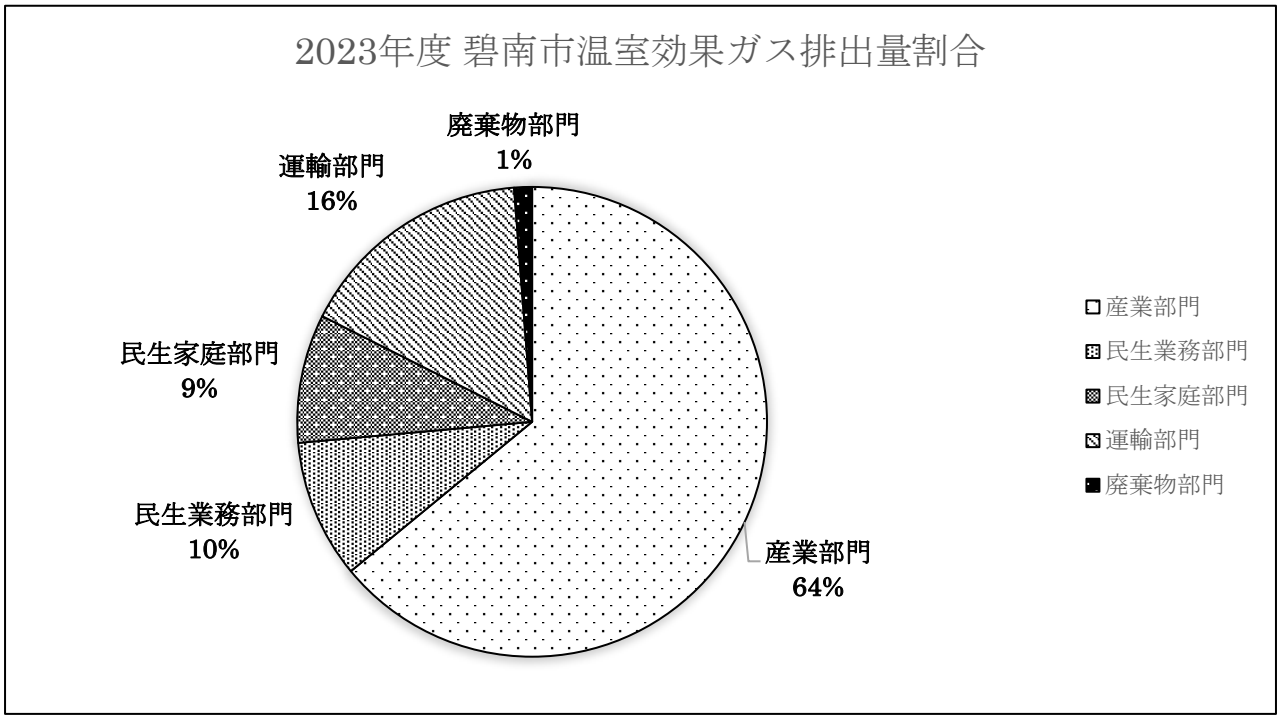
(2) 温室効果ガス排出量の推移と部門別割合　　（単位:千ｔ－ＣＯ２）

| | | 平成25年度(基準年度) | 令和元年度 | 令和２年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 二酸化炭素 | 産業部門 | ７０４ | ６４１ | ５９８ | ５６４ | ４６１ | ４７０ |
| | 民生業務部門 | １００ | ７３ | ６５ | ７３ | ６９ | ７０ |
| | 民生家庭部門 | ９０ | ７６ | ７６ | ７５ | ７５ | ６５ |
| | 運輸部門 | １４６ | １３２ | １２１ | １２２ | １２５ | １２０ |
| | 廃棄物部門 | ９ | １２ | １１ | ８ | ９ | ９ |
| 合　　計 | | １，０４９ | ９３４ | ８７１ | ８４４ | ７４０ | ７３４ |

※小数点以下を四捨五入しているため合計が合致しない場合あり

| 令和5年度温室効果ガス排出量削減状況 |
|---|
| 基準年度（平成２５年度）比　３０．０％削減 |


碧南市温室効果ガス排出量経年変化
(千t-CO2)
1,200
1,000
800
600
400
200
0
2013(基準年)
2019
2020
2021
2022
2023
廃棄物部門
運輸部門
民生家庭部門
民生業務部門
産業部門


2023年度 碧南市温室効果ガス排出量割合
廃棄物部門
1%
運輸部門
16%
民生家庭部門
9%
民生業務部門
10%
産業部門
64%
産業部門
民生業務部門
民生家庭部門
運輸部門
廃棄物部門

3　地球温暖化防止に向けた基本施策

地球温暖化防止のため温室効果ガスの排出量を削減する取り組みとして、基本施策に基づき事業を実施しました。

| 基 本 施 策 | 主 な 事 業 | 実 績<br>(令和7年度実績) |
|---|---|---|
| 再生可能エネルギーの利用促進 | スマートハウス設備設置費補助件数 | １４１件 |
| 省エネルギーの促進 | 三州瓦利用促進加算件数（碧南市新築住宅建設等促進補助金） | ２６件 |
| | 民間住宅省エネ改修事業費補助件数 | ４０件 |
| 環境負荷の小さいまちづくり | くるくるバス乗車人数 | １１２，６９０人 |
| | 電気自動車充電スタンド利用回数 | ８３回 |

4　碧南市スマートハウス設備設置費補助事業

(1) 補助金の目的

この補助金は、再生可能エネルギーの利用を支援し、環境保全に対する意識の高揚、温室効果ガス排出を抑制し、地球温暖化防止に寄与することを目的としています。

(2) 補助金交付の対象となる方

市内に住所を有し、自ら居住する市内の住宅に補助対象設備を設置する方。

(3) 補助対象設備と補助金の額

| 補助対象設備 | 補 助 率 | 補 助 金 額 |
|---|---|---|
| 一体的導入（住宅用の太陽光発電システム、エネルギー管理システム及びリチウムイオン蓄電池システムを同時設置する場合） | 一律 | ３２万円 |
| 一体的導入（住宅用の太陽光発電システム、エネルギー管理システム及び次世代自動車充給電設備を同時設置する場合） | 一律 | ２２万円 |
| 住宅用燃料電池システム | 一律 | １０万円 |
| 住宅用リチウムイオン蓄電池システム | 一律 | １５万円 |
| 住宅用次世代自動車充給電設備 | 一律 | ５万円 |
| 住宅用エネルギー管理システム | 一律 | １万円 |

(4)補助実績　　（単位：件）

| 補助対象設備 | Ｒ３ | Ｒ４ | Ｒ５ | Ｒ６ | Ｒ７ |
|---|---|---|---|---|---|
| 一体的導入（住宅用の太陽光発電システム、エネルギー管理システム及びリチウムイオン蓄電池システムを同時設置する場合） | ４２ | ３９ | ４５ | ４２ | ４２ |
| 一体的導入（住宅用の太陽光発電システム、エネルギー管理システム及び次世代自動車充給電設備を同時設置する場合） | ２ | １ | ０ | ０ | １ |
| 住宅用燃料電池システム | ７ | ８ | ９ | ６ | ７ |
| 住宅用リチウムイオン蓄電池システム | ７４ | ８０ | ８２ | ９０ | ６７ |
| 住宅用次世代自動車充給電設備 | ２ | ３ | ２ | １ | １ |
| 住宅用エネルギー管理システム | ２８ | ２１ | ３６ | ２９ | ２３ |
| 補助件数合計 | １５５ | １５２ | １７４ | １６８ | １４１ |
| 補助金額合計（千円） | 20，260 | 19，910 | 21，710 | 27，880 | 24，690 |

５　次世代自動車購入費補助金

(1) 補助金の目的

この補助金は、自動車による温室効果ガス排出量の削減及び大気環境の改善に寄与することを目的としています。

(2) 補助金交付の対象となる方

市内で事業用及び個人用として使用する電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車の購入に対し補助を行っています。

(3) 補助対象設備と補助金の額

| 補助対象設備 | 補 助 率 | 補 助 金 額 |
|---|---|---|
| 電気自動車 | 一律 | （事業用）２０万円<br>（個人用）　５万円 |
| 燃料電池自動車 | 一律 | （事業用）３０万円<br>（個人用）４０万円 |
| プラグインハイブリッド自動車 | 一律 | （事業用）１０万円<br>（個人用）１０万円 |

(4) 補助実績　（単位:台）

| 補助対象設備 | Ｒ４ | Ｒ５ | Ｒ６ | Ｒ７ |
|---|---|---|---|---|
| 電気自動車（事業用） | 9 | 7 | 5 | 1 |
| 電気自動車（個人用） | ２６ | ２４ | １６ | １８ |
| 燃料電池自動車（事業用） | 1 | 0 | 0 | 0 |
| 燃料電池自動車（個人用） | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ハイブリッド自動車（ユニバーサルデザインタクシーに限る） | － | － | － | － |
| プラグインハイブリッド自動車（事業用） | 3 | １６ | 7 | １０ |
| プラグインハイブリッド自動車（個人用） | １６ | １９ | １８ | １９ |
| 補助台数合計 | ５５ | ６６ | ４６ | ４８ |
| 補助金額合計（千円） | ５３００ | ６１００ | ４３００ | ４０００ |

※個人用は令和４年度新設

6　民間住宅省エネ改修事業費補助金

(1) 補助金の目的

この補助金は、民間の既存住宅の省エネルギー化を図る改修に要する費用の一部を補助することにより、カーボンニュートラルの実現に向けた住宅の省エネ化を推進することを目的としています。

(2) 補助金交付の対象となる方

市内に存在する民間の既存戸建住宅及び共同住宅等の省エネ改修費用に対し、補助を行っています。

(3) 補助対象設備と補助金の額

| 補助対象設備 | 補 助 率 | 補 助 金 額 |
|---|---|---|
| 全体改修（改修後の住宅全体がZEH水準に相当するもの） | 対象工事費の４／５ | 上限７０万円 |
| 部分改修（開口部又は躯体の断熱化を含む工事でZEH水準の仕様基準に適合するもの） | | |

(4) 補助実績　（単位：件）

| 補助対象設備 | Ｒ７ |
|---|---|
| 全体改修（改修後の住宅全体が ZEH 水準に相当するもの） | ０ |
| 部分改修（開口部又は躯体の断熱化を含む工事で ZEH 水準の使用基準に適合するもの） | ４０ |
| 補助対象工事数合計 | ４０ |
| 補助金額合計（千円） | １８，０４５ |

※令和 7 年度新設

7　碧南市カーボンニュートラル推進支援補助金

(1) 補助金の目的

この補助金は、市内中小企業者におけるカーボンニュートラル推進を支援し、持続的な成長及び地域経済の健全な発展に資することを目的としています。

(2) 補助金交付の対象となる方

省エネ診断受診費用及び省エネ･再エネ設備の更新費用に対し補助を行っています。

(3) 補助対象設備と補助金の額

| 補助対象設備 | 補 助 率 | 補 助 金 額 |
|---|---|---|
| 省エネ・再エネ設備の導入に係る事業 | ３分の１ | 上限１５０万円 |
| 省エネ診断・ＣＯ２削減計画の策定事業 | ４分の３ | 上限２０万円 |

(4) 補助実績　（単位：件）

| 補助対象設備 | Ｒ４ | Ｒ５ | Ｒ６ | Ｒ７ |
|---|---|---|---|---|
| 省エネ診断(市独自) | － | ５ | １５ | ９ |
| 省エネ診断(上乗せ) | － | １ | ０ | ０ |
| 省エネ設備導入(市独自) | － | １４ | ２８ | ３４ |
| 省エネ設備導入(上乗せ) | － | ４ | １ | １ |
| 補助対象件数 | － | ２４ | ４４ | ４４ |
| 補助金額合計（千円） | － | １７，２５３ | ２９，９２３ | ３３，２５６ |

※令和 5 年度新設